

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、成年後見業務に意欲的に取り組む司法書士の団体です。会員である司法書士は成年後見制度に関する研修を受け経験を積んで成長していくことを目指して、また皆様には、成年後見制度への理解を深めていただき、身近に感じていただくことで制度の利用を広げていくことを願って活動しています。

リーガルサポートあいち HP「<http://ls-aichi.jp/>」

## 秋期集中研修のお知らせ

リーガルサポートあいち

検索

第2講からの講演は申込不要・参加無料ですので、是非ともご参加ください。  
ご興味のあるテーマのみの参加でもOKです。

日時：平成27年11月14日(土) 13:00から17:50まで  
受付開始 12時30分より

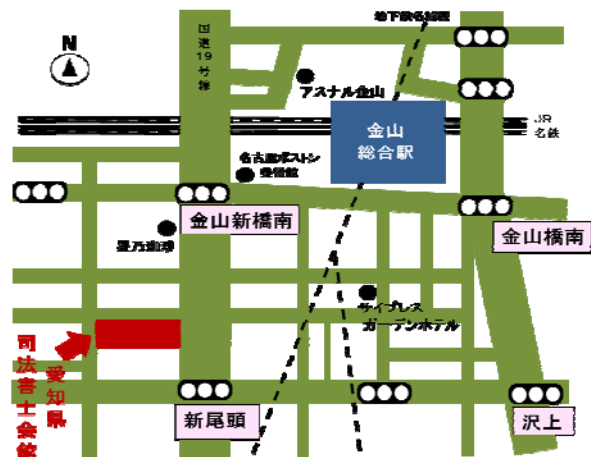
場所 愛知県司法書士会館 2階大会議室 (名古屋市熱田区新尾頭1丁目12-3)

※第1講はリーガルサポート会員のみ受講可能な内部研修としておりますのでご了承ください。

- 第2講 13:00~14:30  
テーマ：知的障害の理解  
講師：名東区障害者基幹相談支援センター  
センター長 小島 一郎 氏
- 第3講 14:20~16:10  
テーマ：精神障害の理解  
講師：医療法人義興会 可知記念病院  
精神保健福祉士 中住 正紀 氏
- 第4講 16:20~17:50  
テーマ：意思決定支援  
講師：國學院大学  
法科大学教授 佐藤 彰一 氏



駐車場がありませんので、  
近隣の有料駐車場又は  
公共交通機関をご利用ください。



# 『後見制度支援信託』ってどんな制度？

平成24年に利用開始された後見制度支援信託ですが、ここに来て、愛知県下でも家庭裁判所提案による後見制度支援信託の利用が増加しています。

では、“後見制度支援信託”ってなんでしょう。

後見制度支援信託は、成年後見制度による支援を受ける人（被後見人）の財産を適切に管理・利用のための方法の一つです。

後見制度支援信託は、被後見人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行に信託するしくみです。

財産を信託する信託銀行や信託財産の額などは、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人が被後見人に代わって決めた上で、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行との間で信託契約を締結し、信託銀行に預けます。信託された財産は、家庭裁判所の指示書によって、引き出すことができます。

後見制度支援信託を利用して信託銀行に信託できる財産は、金銭に限られます。

すべてのケースについてこの後見制度支援信託が利用されるわけではなく、場合によっては、家庭裁判所は、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職を後見人又は後見監督人に選任することもあります。

## 無料電話相談を行っています

司法書士による成年後見に関する電話相談です。お気軽にお電話ください。

受付電話にお電話いただきますと担当司法書士から折り返し電話をいたします。折り返し電話をするまでに多少のお時間をいただく場合がありますことをご了承ください。

電話相談では、成年後見制度についての疑問、後見申立手続について不明な点、書類作成を頼みたいので近くの司法書士を教えて欲しいなど、色々な相談が寄せられています。

電話相談の場合には、書類等を直接確認できない、電話相談時間が限られるなどの理由から、具体的な内容についてお答えできない場合もございます。

更に詳細な個別相談や申立書類作成などを希望される場合には、お近くのリーガルサポートあいち会員の司法書士の紹介をすることも可能です。

（個別相談、書類作成受任は有料となります。報酬は各事務所で異なりますので、紹介先の司法書士に直接お問合せください。）

電話相談対応日 毎週月曜日から金曜日（祝日除く）  
午前10時から午後3時まで  
受付電話番号 052-683-6696  
（リーガルサポートあいち 事務局）



公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部（リーガルサポートあいち）  
〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号 愛知県司法書士会館内  
TEL：052-683-6696/FAX：052-683-6288

リーガルサポートのキャラクター  
エールくん

